

総行行第 162 号
令和 8 年 3 月 31 日

各都道府県契約担当部長
各都道府県会計管理者
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市契約担当局長
各指定都市会計管理者 } 殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

コンビニエンスストア等への収納事務の委託に係る収納関係書類の保管方法の見直しに係る運用変更時期等について (通知)

現在、多くの地方公共団体において、公金納付に係る住民の利便性の向上や収納率の向上による公金確保の観点から、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 243 条の 2 等に基づき、公金収納事務を指定公金事務取扱者であるコンビニエンスストア等に委託しています。

「コンビニエンスストア等への収納事務の委託に係る収納関係書類の保管方法の見直しについて」(令和 7 年 12 月 26 日付け総務省自治行政局行政課長通知)において、コンビニエンスストア等における納付書や領収済通知書等の収納関係書類の保管方法については、地方自治法上特段の規定はないことから、紙ではなく、収納情報の電磁的記録によることも可能であり、地方公共団体及びコンビニエンスストア等双方の事務の効率化の観点から、収納関係書類の保管方法に係る運用変更について積極的に検討いただきたいこと、運用変更時期については別途通知する予定であることを通知したところです。

この度、コンビニエンスストア等との調整を踏まえ、下記のとおり、収納関係書類の保管方法の見直しに係る運用変更時期及び留意事項をお示ししますので、各地方公共団体においては、運用の変更に当たり、契約変更等の必要な対応についてご検討いただきますようお願いいたします。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 運用変更時期については、令和9年4月1日からとするものであること。したがって、会計年度にかかわらず、同日以降の公金収納に適用されることに留意されたいこと。
2. 当該運用変更に係る住民への周知については、住民が実際に訪れるコンビニエンスストア店舗における広報が効果的と考えられることから、コンビニエンスストア店舗において、ポスター表示、レジ画面表示、店員による口頭での案内が予定されていること。
なお、地方公共団体においても、住民への注意喚起を行う観点から、必要に応じて、納入通知書の発送時に当該運用変更に関する書類を同封するなど、住民への周知をご検討いただきたいこと。
3. 収納情報の電磁的記録を保存することとした場合における地方公共団体とコンビニエンスストア等との標準的な委託契約書については、令和8年度第2四半期中（7月～9月）にお示しできるよう、コンビニエンスストア等において検討が進められているところであり、別途、お示しする予定であること。